

## 「静岡県医療的ケア児等支援センター」について

(障害者支援局障害福祉課)

### 1 要 旨

昨年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、在宅で生活する医療的ケア児等が地域で安心した生活を送るため「静岡県医療的ケア児等支援センター」を開設した。

看護師資格を持つスタッフを配置し、御家族等からの相談に対応するとともに、医療的ケア児等と必要な医療・福祉・教育などの社会資源をつなぐ支援を行う。

名 称	静岡県医療的ケア児等支援センター
設置場所	静岡総合庁舎別館3階(静岡市駿河区有明町)
開 設 日	令和4年7月4日(月)
運営委託先	(公社)静岡県看護協会
職員体制	看護師資格を有するスタッフを2名配置
相談受付	平日10:00～16:00
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児等への相談支援(ワンストップ相談窓口)</li> <li>・関係機関等への情報提供、連絡調整、連携体制の構築</li> <li>・支援を行う人材の養成</li> </ul>

### 2 関連予算

<医療的ケア児等総合支援事業>

(単位：千円)

区 分	内 容	R4当初
相談体制 の 整 備	医療的ケア児等支援センター職員による相談支援	11,000
人材の養成	ケアスタッフの養成 ・看護、介護従事者向け研修	1,674
	地域で核となる人材の養成 ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修	1,900
広 報・ 情報提供	・高等学校での講義(啓発・人材開拓)	479
	・当事者家族向けの制度説明会・個別相談会	960
機関連携	・連絡調整会議 ・ネットワーク会議 ほか	1,987
計		18,000